学校法人関西大学寄附行為

認可 昭和26年3月1日 改正 昭和39年4月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人関西大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府吹田市山手町3丁目3番35号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法 (平成18年法律第120号)、学校教育法 (昭和22年法律第26号) 及び私立学校法 (昭和24年法律第270号) に基づき学校を設置して教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

- **第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校等を設置する。
 - (1) 関西大学 大学院

法学研究科、文学研究科、経済学研究科、商学研究科、社会学研究科、総合情報学研究科、理工学研究科、外国語教育学研究科、心理学研究科、社会安全研究科、東アジア文化研究科、ガバナンス研究科、人間健康研究科、法務研究科(法科大学院)、会計研究科(専門職大学院)

法学部

法学政治学科

文学部

総合人文学科

経済学部

経済学科

商学部

商学科

社会学部

社会学科

政策創造学部

政策学科、国際アジア学科

外国語学部

外国語学科

人間健康学部

人間健康学科

総合情報学部

総合情報学科

社会安全学部

安全マネジメント学科

ビジネスデータサイエンス学部

ビジネスデータサイエンス学科

システム理工学部

数学科、物理·応用物理学科、機械工学科、電気電子情報工学科 環境都市工学部

建築学科、都市システム工学科、エネルギー環境・化学工学科 化学生命工学部

化学・物質工学科、生命・生物工学科

経済 • 政治研究所

東西学術研究所

先端科学技術推進機構

法学研究所

- (2) 関西大学第一高等学校全日制課程普通科
- (3) 関西大学北陽高等学校全日制課程普通科
- (4) 関西大学高等部全日制課程普通科
- (5) 関西大学第一中学校
- (6) 関西大学北陽中学校
- (7) 関西大学中等部
- (8) 関西大学初等部
- (9) 関西大学幼稚園

第3章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 24名
- (2) 監事 4名

- _____
- 2 この法人に、評議員36名を置く。
- 3 この法人に、会計監査人1名を置く。

(理事選任機関)

- 第6条 この法人の理事選任機関は、理事選任委員会とする。
- 2 理事選任委員会は、次の者をもって構成する。
 - (1) 理事長
 - (2) 学長
 - (3) 評議員会議長
 - (4) 専務理事
 - (5) 常務理事
 - (6) 評議員会副議長
 - (7) 校友会長
- 3 理事選任委員会は、理事長が招集する。
- 4 理事選任委員会が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 5 理事選任委員会は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
- 6 理事選任委員会の決議は、理事選任委員会の構成員の3分の2以上が出席し、議事は出 席委員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 7 監事又は評議員会は、理事選任委員会に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、 理事長に対し、理事選任委員会の招集を請求することができる。この場合において、理事 長は、理事選任委員会を招集しなければならない。
- 8 理事選任委員会の議事録その他理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、学校法人関 西大学理事選任規則(以下「理事選任規則」という。」)で定める。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

- 第7条 理事は、次の各号に掲げる者とし、理事選任委員会において選任する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長のうちから2名
 - (3) 学部長及び研究科長のうちから5名
 - (4) 校長及び園長のうちから1名
 - (5) 事務職員である本部長及び局室長のうちから3名

- (6) 校友 (第83条第1項に規定する校友をいう。以下第33条第1項第2号において同じ。) のうちから6名
- (7) 学識経験者のうちから6名
- 2 前項第1号から第5号までに規定する理事は、その職を退いたときは理事の職を失うも のとする。
- 3 前条の理事選任委員会は、理事の総数が24名を下回ることとなるときに備えて、補欠の 理事を選任することができる。

(理事の資格及び構成)

第8条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件 を遵守しなければならない。

(理事の任期)

- 第9条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時 評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任 された理事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 理事は、再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

- **第10条** 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任委員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事の解任を理事選任 委員会に求めることができる。
- 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行 為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評 議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があっ た日から2週間以内に理事選任委員会による解任がされなかったときは、評議員は、当該 議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴 えをもって当該理事の解任を請求することができる。
- 4 理事は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第11条 理事は、第5条第1項第1号に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満 了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利 義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1カ月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第12条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第13条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

- 第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執 行する。
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するとき も、同様とする。
- 3 理事(理事長を除く。)のうち1名を専務理事とすることができる。専務理事は、理事 長が推薦し、理事会の決議によって選定する。専務理事を解職するときは、理事会の決議 によるものとする。
- 4 理事(理事長を除く。)のうち3名以内を常務理事とすることができる。常務理事は、 理事長が推薦し、理事会の決議によって選定する。常務理事を解職するときは、理事会の 決議によるものとする。
- 5 第7条第1項第1号に規定する理事を、理事会の決議によって業務執行理事とすることができる。業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 6 理事(理事長を除く。)のうち3名以内を常任理事とすることができる。常任理事は、 理事長が推薦し、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときは、理事会の 決議によるものとする。
- 7 専務理事、常務理事、第7条第1項第1号に規定する理事(第5項に基づき理事会の決議によって選定された場合に限る。以下同じ。)及び常任理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。
- 8 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 9 専務理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐して、この法人の業務を掌理する。
- 10 常務理事は、理事会の定めるところにより、理事長及び専務理事を補佐して、この法人の業務を掌理する。
- 11 前2項に規定する職務分掌、その権限等に関する事項は、別に定める。
- 12 第7条第1項第1号に規定する理事及び常任理事は、第22条第1項に規定する常任理事会の構成員となり、理事会の定めるところにより、この法人の日常業務の執行に関する事

項及び理事会から付託された事項を決定する。

13 理事長に事故があるときは専務理事が、専務理事を置かないときはあらかじめ理事会の同意を得て理事長の指名する理事がその職務を行う。

(代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第16条 理事長、専務理事、常務理事、第7条第1項第1号に規定する理事及び常任理事は、 3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第3節 理事会の運営

(招集)

第17条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を 請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を 理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会 を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の 目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合 はこの限りではない。
- 7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集 の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第18条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 前条第2項及び第4項並びに第29条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

- 第19条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議 について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって 行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) この寄附行為の変更
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をも

って行わなければならない。

- (1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (2) この法人の合併
- 4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第20条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- **第21条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2名及び出席した監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。第51条第2項において同じ。)又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(常任理事会)

- 第22条 この法人の日常業務の執行に関する事項及び理事会から付託された事項を決定する ため、理事会の下に常任理事会を置く。
- 2 常任理事会は、次の者をもって構成する。
 - (1) 理事長
 - (2) 専務理事
 - (3) 常務理事
 - (4) 第7条第1項第1号に規定する理事
 - (5) 常任理事
- 3 常任理事会に関する事項は、別に定める。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

(監事の選任)

- 第23条 監事は、監事選考委員会により選考し、評議員会の決議によって選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 評議員会は、監事の総数が4名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の資格)

第24条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定 する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

- 第25条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時 評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任 された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

- **第26条** 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事 実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決された ときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請 求することができる。
- 3 監事は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

- **第27条** 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意 を得なければならない。
- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に 関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知 しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第28条 監事は、第5条第1項第2号に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満 了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権 利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1カ月以内に補充しな ければならない。

第2節 職務等

(監事の職務)

- 第29条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、 監査報告を作成し、当該会計年度終了後3カ月以内に理事会及び評議員会に提出するこ と。
 - (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣(当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任委員会を含む。)に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会又は 理事選任委員会の招集を請求すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務。
- 2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を 理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、 その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任委員会の 招集を請求した場合も、同様とする。

(常勤監事の選定及び解職)

第30条 監事のうち1名を常勤監事とし、監事選考委員会により選考し、評議員会の決議によって選定する。常勤監事を解職するときは、評議員会の決議によるものとする。

(調査権限等)

- 第31条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務 及び財産の状況の調査をすることができる。
- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する 報告を求めることができる。
- 4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則(昭

和25年文部省令第12号)で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第32条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に 違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為 によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為 をやめることを請求することができる。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

- 第33条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、学校法人関西大学評議員選任委員会(以下「評議員選任委員会」という。)において選任する。
 - (1) 職員のうちから10名
 - (2) 校友で年齢25年以上の者のうちから18名
 - (3) 学識経験者のうちから8名
- 2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失う ものとする。
- 3 評議員選任委員会は、次の者をもって構成する。
 - (1) 理事長
 - (2) 学長
 - (3) 校長及び園長である評議員のうち、評議員会議長の指名する者1名
 - (4) 本部長及び局室長である評議員のうち、評議員会議長の指名する者1名
 - (5) 評議員会議長
 - (6) 評議員会副議長
 - (7) 校友会長
- 4 評議員選任委員会は、評議員の総数が36名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 5 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行 うものとする。
- 6 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、 学校法人関西大学評議員選任規則(以下「評議員選任規則」という。)において定める。 (評議員の資格)

第34条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。 (評議員の任期)

- 第35条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

- **第36条** 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員選任委員会の決議によって 解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
- 3 評議員は、第5条第2項に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第37条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第38条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(決議事項)

- 第39条 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。
 - (1) 寄附行為の変更(軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。)
 - (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
 - (3) 合併

(諮問事項)

第40条 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員 会の意見を聴かなければならない。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等(報酬、期末手当その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金をいう。以下同じ。)の支給の基準の策定又は変更
- (5) 寄附行為の変更(前条第1号に規定する事項を除く。)
- (6) 寄附行為附属規則(理事選任規則、評議員選任規則、学校法人関西大学監事選考規則) の変更
- (7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの (報告事項)

第41条 理事会は、次に掲げる事項について、評議員会に報告するものとする。

- (1) 理事長、専務理事、常務理事及び常任理事の選定及び解職
- (2) 決算及び事業の実績
- (3) その他この法人の業務に関する事項で、理事会において必要と認めるもの (理事の行為の差止めの求め)
- 第42条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行 為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為に よってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、 第32条の請求を行うことを求めることができる。
- 2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第43条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に 損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長(理事の責任を追及する場合に は監事)に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることが できる。

第3節 評議員会の運営

(開催)

第44条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、 必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第45条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が 招集する。
- 2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議 員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、 評議員会の日の30日前までに行わなければならない。
- 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。) について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
 - (4) 私立学校法施行規則で定める事項
- 5 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

- 第46条 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。
- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法(他の評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。
- 3 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。 (監事による招集)
- 第47条 第29条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第45条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。
- 2 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

第48条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第49条 評議員会に議長及び副議長を置き、評議員の互選によって定める。 (決議)

第50条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の
 - (1) 監事の解任
 - (2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。
- 4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。 (議事録)
- **第51条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、評議員会議長、出席した評議員のうちから評議員会議長が指名した者及び 出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置 かなければならない。

(役員の出席等)

- 第52条 理事長、専務理事、常務理事、第7条第1項第1号に規定する理事、常任理事及び 監事は、評議員会に出席しなければならない。
- 2 理事長、専務理事、常務理事、第7条第1項第1号に規定する理事、常任理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該 事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

- 第53条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度理事会及び評議員会を招集することができる。
- 2 全ての理事は、先の評議員会での決議を踏まえて、再度、慎重に決議を行わなければな らない。
- 3 理事長、専務理事、常務理事、第7条第1項第1号に規定する理事及び常任理事は、第 1項の評議員会に出席し、前項の決議に関し改めて必要な説明を行うものとする。
- 4 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第8章 会計監査人

第1節 選任及び解任等

(会計監査人の選任)

第54条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第55条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

- **第56条** 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任 することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

- 第57条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。
- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に 出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しな ければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第58条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第2節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

第59条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。)及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は 当該書面の写しの閲覧の請求
 - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - (3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計 に関する報告を求め、又はこの法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をす ることができる。

第9章 予算及び事業計画等

(会計年度)

- 第60条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。 (予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)
- 第61条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。
- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、原則として5年間の計画とし、理事長が編成 し、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会で決議しなければならない。これに変更を 加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

- **第62条** 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。 (責任の免除)
- 第63条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度と

して理事会の決議によって免除することができる。

- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を 理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲 げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には1カ月以内に当該異議を述べるべ き旨を評議員に通知しなければならない。
- 4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第 1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
- 5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退 任慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の 決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第64条 理事(理事長、専務理事、常務理事、第7号第1項第1号に規定する理事、常任理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。)、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金150万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第10章 資産及び会計

(資産)

第65条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第66条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の 部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用 財産に編入する。

(重要な資産の処分等の制限)

第67条 重要な資産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管及び運用)

- 第68条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。
- 2 教育振興植田基金の運用は、別に定める。

(経費の支弁)

第69条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第70条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第71条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会で決議しなければならない。 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第72条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 計算書類
 - (4) 計算書類の附属明細書
 - (5) 財産目録
- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を 定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

- 第73条 この法人は、毎会計年度終了後3カ月以内に役員等名簿(役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第84条第2号において同じ。)を作成しなければならない。
- 2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議 員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えておき、 請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し、又はこれら の書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の

請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を 除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第74条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3カ月 以内に登記しなければならない。

第11章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第75条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議(私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更にあっては、評議員会への諮問。次項において同じ。)を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の 決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第12章 解散及び合併

(解散)

- 第76条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
 - (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
 - (3) 合併
 - (4) 破産手続開始の決定
 - (5) 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第77条 この法人が解散した場合(合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第78条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第13章 職員

(職員の任免)

第79条 職員の任免は、別に定めるところにより、理事会がこれを行う。

(職務権限)

第80条 職員の職務権限は、別に定める。

第14章 相談役及び顧問

(相談役)

第81条 この法人に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、この法人の運営及び業務執行について、特別な経験と識見を有する者のうち から、理事会の決議により選任し、理事長が委嘱する。
- 3 相談役は、この法人の業務について、理事会等の諮問に答え、その会議に出席して意見 を述べることができる。
- 4 相談役の任期は、委嘱後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、委嘱した理事長の任期満了又は退任と同時に終了する。
- 5 相談役は、再任されることができる。

(顧問)

第82条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人に対し功労顕著な者又は学識経験者のうちから、理事会の決議により 選任し、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要な業務について、理事会の諮問に答え、意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、委嘱後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議 員会の終結の時までとする。ただし、委嘱した理事長の任期満了又は退任と同時に終了す る。
- 5 顧問は、再任されることができる。

第15章 校友

(校友)

- **第83条** この法人又はその前身である法人等の設置した学校(義務教育以下の学校を除く。) を卒業した者(大学予科修了者を含む。)は、これを校友とする。
- 2 前項の学校にかつて在学した者、職員であった者等で、この法人に対して功労のある者 は、理事会において、これを推薦校友とすることができる。

第16章 補則

(情報の公表)

- **第84条** この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
 - (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
 - (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産 目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を作成したとき これらの書類の内容

(公告の方法)

第85条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。 (施行細則)

第86条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の 管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この改正寄附行為は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 この改正寄附行為施行の際、現に在任する役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、 その任期中、それぞれこの寄附行為により選任されたものとみなす。
- 3 この改正寄附行為施行の際、現に学部長の職に在る者の評議員就任は、新たに選任され る他の評議員の就任の時とする。

附 則

この改正寄附行為は、昭和40年12月21日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和41年6月16日から施行する。

附則

この改正寄附行為は、昭和42年1月23日から施行する。

附即

この改正寄附行為は、昭和43年6月22日から施行する。

附則

この改正寄附行為は、昭和49年2月27日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和51年4月1日から施行する。

附則

この改正寄附行為は、昭和51年4月8日から施行する。

附則

この改正寄附行為は、昭和51年12月1日から施行する。

附則

この改正寄附行為は、昭和53年2月10日から施行する。

附則

この改正寄附行為は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和56年4月20日から施行する。

附則

この改正寄附行為は、昭和62年4月1日から施行する。

附即

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成元年12月22日)から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 平成2年12月21日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成3年4月1日から施行する。 (関西大学の工学部機械工学第二学科及び金属工学科の存続に関する経過措置)
- 2 関西大学の工学部機械工学第二学科及び金属工学科は、改正後の寄附行為第4条第1項 第1号の規定にかかわらず、平成3年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学 しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成4年8月11日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成4年10月1日から施行する。

附則

平成5年12月21日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。

附即

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成6年4月20日)から施行する。 (改正寄附行為施行により、新たに新20条第1項第3号の評議員となった者の任期)
- 2 この改正寄附行為の施行の際、新たに新20条第1項第3号の評議員となった者の任期は、 第21条第1項本文の規定にかかわらず、改正前の寄附行為第20条第1項第3号の規定によ り選任された評議員の任期満了の日(平成8年9月30日)までとする。

附則

(施行期日)

- 1 平成9年12月19日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。 (関西大学の文学部国文学科、英文学科、フランス文学科、ドイツ文学科及び中国文学科 の存続に関する経過措置)
- 2 関西大学の文学部国文学科、英文学科、フランス文学科、ドイツ文学科及び中国文学科

は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成10年3月31日に当該学科の 4年次に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成12年5月8日)から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成12年6月30日)から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 平成13年12月4日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。 (関西大学の工学部管理工学科の存続に関する経過措置)
- 2 関西大学の工学部管理工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、 平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続す るものとする。

附則

平成13年12月20日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 平成15年2月10日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。 (関西大学の法学部第1部、文学部第1部、経済学部第1部、商学部第1部及び社会学部 第1部並びに工学部材料工学科及び土木工学科の存続に関する経過措置)
- 2 関西大学の法学部第1部、文学部第1部、経済学部第1部、商学部第1部及び社会学部 第1部並びに工学部材料工学科及び土木工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定 にかかわらず、平成15年3月31日に当該学部又は学科に在学する者が当該学部又は学科に 在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成15年6月3日)から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この改正寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。
 - (関西大学の文学部及び文学部(第2部)哲学科、国語国文学科、英語英文学科、史学・ 地理学科、フランス語フランス文学科、ドイツ語ドイツ文学科、中国語中国文学科及び 教育学科の存続に関する経過措置)
- 2 関西大学の文学部及び文学部(第2部)の哲学科、国語国文学科、英語英文学科、史学・ 地理学科、フランス語フランス文学科、ドイツ語ドイツ文学科、中国語中国文学科及び教 育学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該 学科の4年次に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(関西大学の工学部電気工学科の存続に関する経過措置)

3 関西大学の工学部電気工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、 平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続す るものとする。

附則

(施行期日)

1 平成15年11月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 平成15年11月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附即

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成16年6月11日)から施行する。

附則

(施行期日)

1 この改正寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

(関西大学の工学部電子工学科の存続に関する経過措置)

2 関西大学の工学部電子工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、 平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続す るものとする。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成17年6月22日)から施行する。

附 則

平成17年12月5日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年5月26日)から施行する。

附則

平成19年1月17日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附即

この改正寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附則

平成20年1月15日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この改正寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

平成20年2月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成20年10月1日から施行する。

附則

平成20年11月14日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この改正寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

(関西大学の大学院工学研究科の存続に関する経過措置)

2 関西大学の大学院工学研究科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、 平成21年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存 続するものとする。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成21年5月15日)から施行する。

附則

平成21年10月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附則

平成21年10月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附則

平成21年12月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附則

平成22年3月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成22年5月24日)から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成22年10月28日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この改正寄附行為は、平成23年5月26日から施行する。

附則

この改正寄附行為は、平成23年10月27日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成24年5月31日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附則

平成25年10月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この改正寄附行為は、平成26年10月30日から施行する。

附 則

平成28年2月17日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附則

平成28年8月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この改正寄附行為は、平成28年11月24日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(2018年8月21日)から施行する。

附則

2019年9月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年10月1日から施行する。

附則

2020年3月26日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この改正寄附行為は、2021年4月1日から施行する。

(関西大学の政策創造学部国際アジア法政策学科の存続に関する経過措置)

2 関西大学の政策創造学部国際アジア法政策学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規 定にかかわらず、2021年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるま での間、存続するものとする。

附則

(施行期日)

1 この改正寄附行為は、2022年4月1日から施行する。

(関西大学の環境都市工学部エネルギー・環境工学科の存続に関する経過措置)

2 関西大学の環境都市工学部エネルギー・環境工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、2022年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(2021年7月2日)から施行する。

附則

この改正寄附行為は、2025年4月1日から施行する。

附 則

- 1 2024年12月19日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2025年4月1日から施行する。ただし、会計監査人及び常勤監事に関する規定並びに第7条第1項第6号は、2025年度の定時評議員会の終結の時から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の資格及び構成については、2025 年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、この寄 附行為の定めるところにより選任され、理事と評議員を兼ねる者については、当該終結の 時に、評議員を辞任しなければならない。
- 3 第5条第2項並びに第33条第1項及び第4項の規定にかかわらず、2027年度の定時評議員会の終結の日までの評議員の定数は56名とし、次に掲げる者とする。この場合において、 評議員選任委員会は、評議員の総数が56名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができるものとする。
 - (1) 職員のうちから18名
 - (2) 校友で年齢25年以上の者のうちから28名
 - (3) 学識経験者のうちから10名
- 4 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が2027年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。
- 5 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。